

August 2019

vol. 288

■ 今月のトピックス

台湾における近年の金融産業デジタル化の発展

■ 日本企業から見た台湾

～台湾レカム 糸井茂董事長インタビュー～

LED照明を中心に環境関連商材を販売する台湾レカム

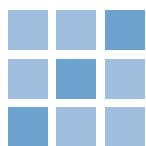
■ 台湾進出ガイド

特許に関する法改正

■ 台湾マクロ経済指標

■ インフォメーション

【 今月のトピックス 】



台湾における近年の金融産業デジタル化の発展

消費者行動のデジタル化に応えると同時に、金融サービスのイノベーションを促進するため、台湾の金融監督管理委員会(略称:金管会)は近年積極的に台湾の金融業のデジタル化を推進している。19年7月末にインターネット専業銀行(略称:ネット銀行)開業許可が発行された。新しい金融サービス業態が生まれることで、金融業全体の体質変化をもたらすと共に、業界の活性化につながるのではないかと期待されている。本稿では前号に引き続き、近年の台湾政府による金融環境デジタル化推進計画を紹介する。

金融業務のデジタル化推進の背景

近年のモバイルテクノロジーの普及やビッグデータ分析・クラウドサービスといったデジタル化の発展トレンドの影響は各産業界のビジネスモデルに及んでおり、金融業も例外ではない。社会全体の技術発展に合わせ、2015年に台湾政府は「デジタル化金融環境建設3.0」を打ち出し、関連法律や自主規範内容の修正を通じてネット金融サービスイノベーション(業務のオンライン化)の推奨・金融のビッグデータ分析応用・モバイル決済の普及など大きく三つの方面で推進活動を行ってきた。

金融サービスイノベーションの形成

まず、ネット金融サービスイノベーションの形成に関しては、さらに預金・財産管理・与信などの三大サービス業務のオンライン化に分けられる。2015年当時開放された業務項目は主に既

存顧客をサービス対象としており、消費者がオンラインで口座開設や解約・個人ローン申請・住宅や車のローン契約・クレジットカード申請や投資信託開設などの合計12項目の業務を可能にするものであった。同時に銀行業者は上述の12項目の業務及び信用状の修正・振替手続指示などのいわゆる低リスク電子決済業務の銀行の申告手続を簡素化し、サービス手続全体をより便利で効率的なものにした。銀行業のオンライン業務需要拡大を考慮し、今年5月には金管会は身分確認機構に合致しかつ安全管理実施下において、新たに10項目の業務がオンライン申請に開放され、早ければ今年第三四半期に正式導入を予定している。

金融関連のビッグデータ分析応用の推進

近年のビッグデータ分析応用の発展の流れに合わせ、政府

今月のトピックス

は2015年から開始した金融データ開放のほか、2020年には銀行・証券先物・保険・財務審査・金融消費者保護及び行政等の合計2000項目のデータ開放が予定されており、資料の大部分は無料で「政府資料開放プラットフォーム」で一般人・学术界・産業界が検索可能なものとして開放し、この機会に産業の競争力向上と、金融データエコシステムの構築をはかるものである。例として、金融評議センターのデータ開放により、論議を呼びやすい製品のタイプについて一般民衆が知識を得る助けとなるほか、金融機構が金融商品を設計する上でも有力な参考資料となりうる。

データ開放推進以外にも、クラウド技術需要の派生に鑑み、また監督下におかれる金融業の本来の性質において、金管会が今年6月に提出した「金融機構作業委託人処理内部作業精度及び手続弁法」条文の修正方案では、金融機関が外部により提供されるクラウドサービスを使用する場合の行為義務等の内容に明確な要求規則を提示しており、関連データ分析活用を望む金融業者に役立つ内容となっている。

キャッシュレス決済普及の推進

台湾のスマートフォン普及率は現在9割以上、またクレジットカードや電子マネーカードの幅広い流通量を背景に、政府は積極的にキャッシュレス決済方式の普及を推進している。また現在、クレジットカード・電子マネー（EasyCardなど）・決済代行・振替等で構成される各種キャッシュレス決済システムの呼称は「電子化決済（キャッシュレス決済と同義）」に統一されている。

国際市場や消費者使用のトレンドに合わせるべく、台湾は電子化決済比率向上を目指しており、金管会は2015年に「電子化決済比率五年倍增計画」を宣言し、電子化決済の取引金額が取引全体の26%（2015年当時）から52%（2020年）に上昇することを目指しており、部会を超えて共同で推進協力を努めている。インフラ面の規則や建設においては、モバイル決済関連法規を持続的に検討し、端末設備のセンサー基準制定や、モバイルアプリの個人情報基本安全規範等各種方式の関連環境整

備を行っている。さらに重要なものとして、モバイル決済普及推進努力により、医療・交通・公共サービス・文化教育や観光・民生品の消費等の各種使用環境において、請求書の支払い（医療費・水道代・電気代）や税務・乗車券・外食や百貨店といった、現在既にモバイル決済が普及している消費頻度が高い日常的な取引の更なる深化が生まれている。政府は導入加速のため、小規模事業者に対し、2018～2020年の期間、営業税率1%の優遇措置を提供しており、より多くの業者のキャッシュレス決済サービスへの参入を奨励している。

同時に「デジタル化金融環境建設3.0」推進計画を通じて金融機構のモバイルクレジットカード・モバイル決済機（mPOS）・QRコード決済等の各種モバイル決済業務の発展を推進している。また2015年には「電子決済機構管理条例」が通過し、電子決済機構の設立が開放された。将来も電子決済関連の法律緩和は持続するものと見られ、「電子決済」・「電子マネー」の管理規則は統一され、決済の電子化普及をより一層進めるものとなるだろう。

（莊雅喬:y-chuang@nri.co.jp）